

都市（まち）の木造化推進法に基づく 「建築物木材利用促進協定制度」 の概要（ハンドブック）



令和8年2月版

林野庁

はじめに

本格的な利用期を迎えている我が国の森林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」循環利用をすることは、森林の公益的機能の発揮に寄与することに加え、林業・木材産業の活性化を通じた地域経済の活性化、花粉症対策、木材を建築物などに利用することで快適な暮らし・職場づくりに貢献するとともに、木材が省エネ資材であることからCO₂排出削減や炭素の長期間貯蔵により2050年ネット・ゼロに貢献します。

森林資源の循環利用のエンジンとなる木材利用を推進するため、2010年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定され、建築基準の合理化等により耐震性能や防耐火性能等の技術革新が進み、非住宅建築物への木材利用の可能性が大きく広がりました。

また、2021年には、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（都市（まち）の木造化推進法）が施行され、木材利用促進の対象を公共建築物から民間建築物を含めた建築物一般に拡大しました。

本法律により、民間建築物における木材の利用を促進するために新たに創設された「建築物木材利用促進協定制度」は、創設以降、多くの民間事業者等にご活用いただき、国・地方公共団体が締結した数は合わせて200を超えました。

2026年4月からは、「地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（SHK制度）において、木材利用による炭素貯蔵効果が新たに位置付けられ、民間事業者等の木材利用への関心が益々高まることが期待されます。

本ハンドブックでは、これから木材利用に取り組もうとする民間の建築主や設計・施工の事業者等の皆様向けに「建築物木材利用促進協定制度」を中心に解説しています。

ウッド・チェンジ（※）を合言葉に、木とともに生きる地域の未来を育む「森の国・木の街」づくりを進めていきましょう。

※ 建築物を木造化・木質化する、身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れるなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を指します。



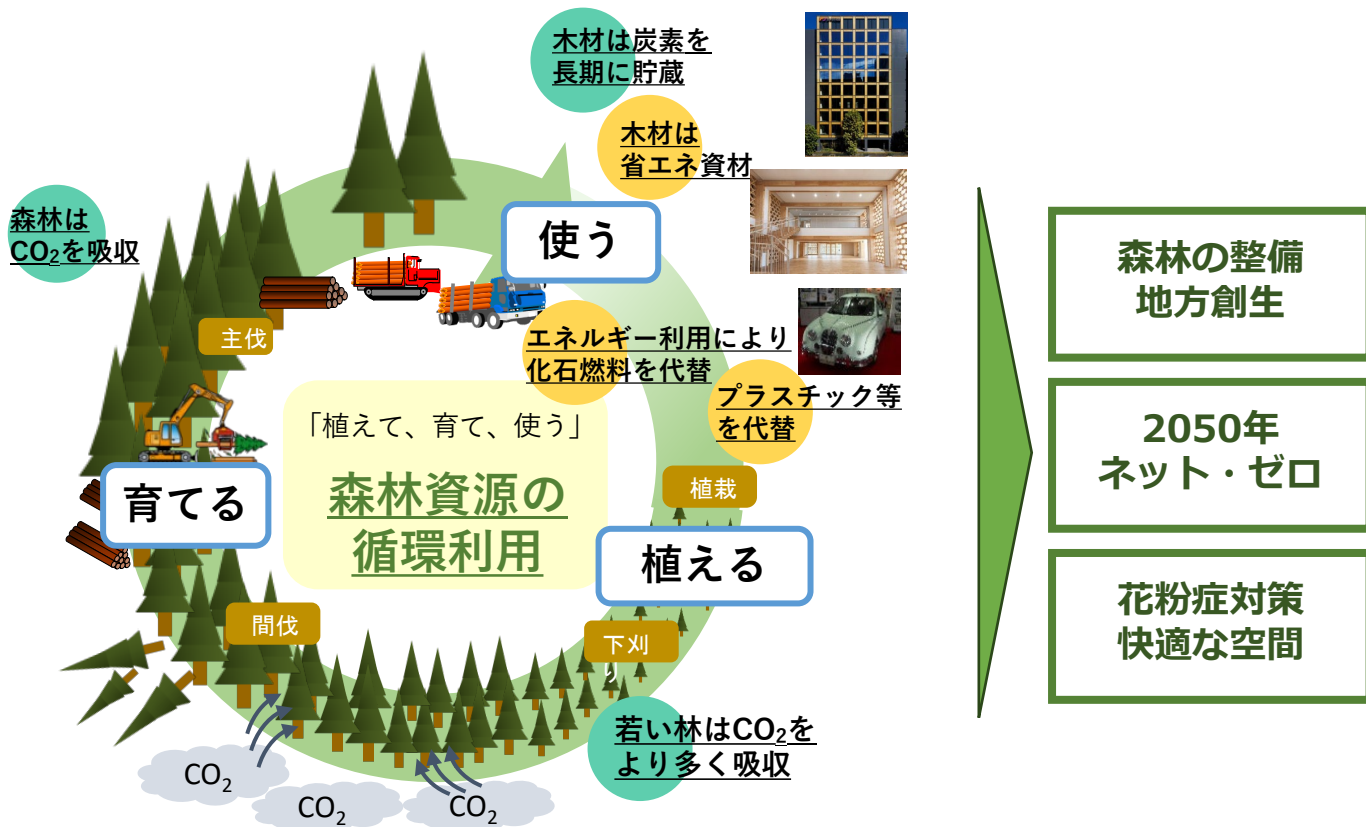
目 次

1	木材利用の意義	1
2	建築物への木材利用の現状	2
3	令和3年改正 都市（まち）の木造化推進法の概要	3
4	建築物木材利用促進協定制度について	
	■ 協定の目的	4
	■ 協定の形態のイメージ	
	■ 協定の内容	5
	■ 協定締結のメリット	
	■ 協定締結の流れ	6
	■ 申入れ書の記載例及び留意点	7
	■ 協定に関するQ&A	8
	■ 協定による取組事例	10
	■ 協定書の参考例	11

1 木材利用の意義

- 恵まれた人工林資源を活かし、循環利用を進めることは、森林整備の促進と地方創生（**森林と地域が元気になる**）、2050年ネット・ゼロの実現（**地球が元気になる**）、花粉症対策や快適な空間の実現（**人が元気になる**）に貢献。

■ 森林資源の循環利用とその意義



- 森林の整備
地方創生
- 2050年
ネット・ゼロ
- 花粉症対策
快適な空間

■ ネット・ゼロへの貢献

炭素貯蔵

➢ 森林が吸収したCO₂を炭素として木材に長期間貯蔵

排出削減

➢ 木材は製造時のCO₂排出量が少ない資材

化石燃料等の代替

➢ 木材はエネルギー利用やマテリアル利用により化石燃料や化石資源由来製品を代替

木質バイオマス燃料
2023年利用量=2.4千万㎡
(間伐材、製材端材、建築廃材等)

CO₂ 約480万t (代替相当)
A重油 約140万kl (熱利用)

■ 快適な空間の実現への貢献

事例① 新柏クリニック

〈木質耐火部材を用い木造化した人工透析治療のための病院施設〉

効果：利用患者数が増えたとともに、看護師のリクルートでの応募数も増加（新柏クリニック談）

事例② Gビル自由が丘01 B館

〈耐火木造の商業テナントビル〉

効果：木質化で空間価値を高め、建設費に見合う賃料設定ができた（シエルター（株）談）

事例③ JR秋田駅

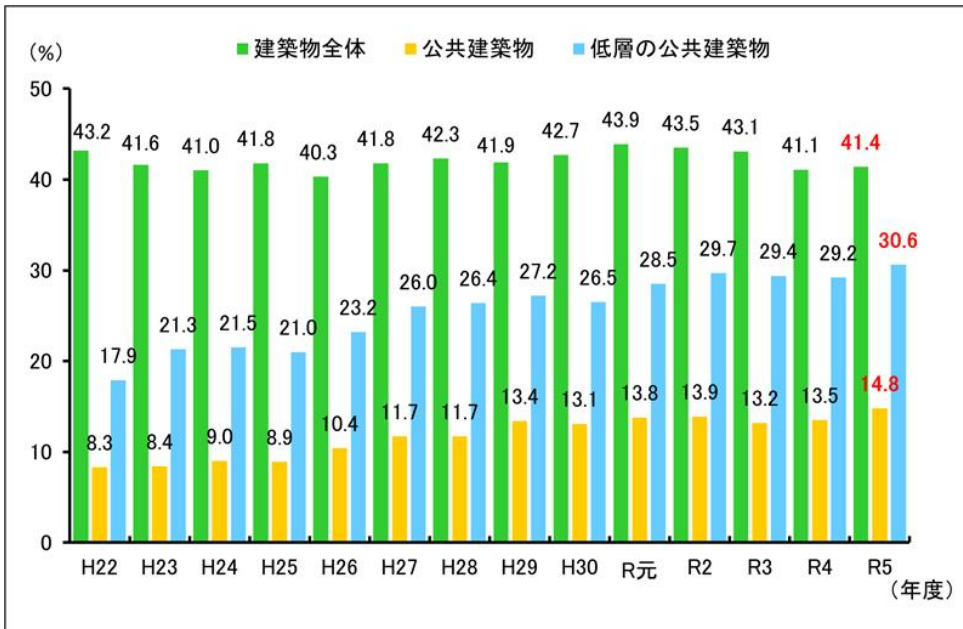
〈県産材を活用し駅・自由通路・待合ラウンジを一体的に木質化〉

効果：ラウンジ等の利用者が倍増し、かつ1人1人の滞在時間も延びた（JR東日本談）

2 建築物への木材利用の現状

- 平成22年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されて以降、公共建築物において率先して木材利用を推進し、公共建築物の木造率は低層を中心に上昇傾向で推移しているものの、建築物全体では横ばいで推移。
- 建築物全体のうち、中高層建築物や低層非住宅建築物の木造率は低位であり、これらの建築物において更なる木材利用を推進していく必要。

■ 建築物全体と公共建築物の木造率の推移



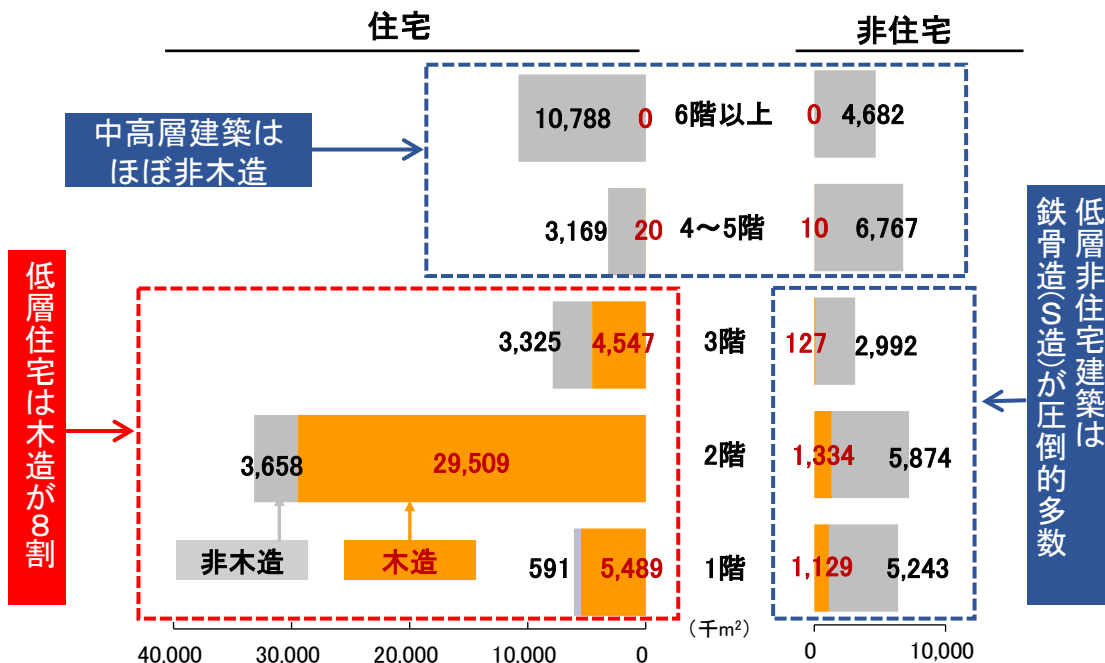
立命館アジア太平洋大学
グリーンcommons(大分県別府市)



みやこ下地島空港ターミナル
(沖縄県宮古島市)

注1 国土交通省「建築着工統計調査」のデータを基に林野庁が試算。
 注2 木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)に木材を利用したものをいう。建築物の全部又はその部分が2種以上の構造からなるときは、床面積の合計のうち、最も大きい部分を占める構造によって分類する。
 注3 木造率の試算の対象には住宅を含む。また、新築、増築、改築を含む(低層の公共建築物については新築のみ)。
 注4 「公共建築物」とは、国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物をいう。

■ 用途別・階層別の着工建築物の床面積 (2024年)



資料：国土交通省「建築着工統計調査」(2024年)より林野庁作成。
 注：住宅とは居住専用建築物、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、非住宅とはこれら以外をまとめたものとした。

3 令和3年改正 都市（まち）の木造化推進法の概要

- 戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期。
- 木材の利用は、森林循環（造林→伐採→木材利用→再造林）を通じて、森林のCO₂吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献。
- 公共建築物等木材利用促進法の制定から10年が経過。耐震性能や防耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大。

民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進する法改正

1 題名・総則の改正

(1) 題名・目的の改正

(題名、第1条)

- 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正
- 本法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加

(2) 基本理念の新設

(新第3条)

- 木材利用の促進に関する基本理念を新設

(3) 林業・木材産業の事業者の努力

(新第6条第2項)

- 林業・木材産業の事業者は建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨を規定

(4) 木材利用促進の日・月間

(新第9条)

- 木材利用促進の日（10月8日）、木材利用促進月間（10月）を制定

2 建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等

(1) 基本方針等の対象の拡大

(新第10条～第12条)

- 基本方針・都道府県方針・市町村方針の対象を公共建築物から建築物一般に拡大

(2) 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等

(新第13条)

- 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供等

(3) 建築物木材利用促進協定

(新第15条)

- 国・地方公共団体と事業者等による建築物における木材利用促進のための協定制度を創設
- 国・地方公共団体による協定を締結した事業者等への必要な支援

(4) 強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発・普及の促進等

(新第16条)

- 強度・耐火性に優れた建築用木材の製造技術及び製造コスト低廉化技術の開発・普及の促進等

(5) 表彰

(新第31条)

- 国・地方公共団体による表彰

3 木材利用促進本部の設置

(新第25条～第30条)

- 木材利用促進本部を農林水産省に設置
(本部長：農林水産大臣、本部員：総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣等)
- 基本方針の策定、木材利用の促進に関する施策の実施の推進等

施行期日：令和3年10月1日（附則第1条）

4 建築物木材利用促進協定について

- 令和3年の法改正において、建築物における木材利用を促進するために、「建築物木材利用促進協定制度」が創設されました。
- 建築主となる事業者等は、建築物における木材利用の構想を実現するため、国又は地方公共団体と本協定を締結することができます。
- 本協定は、地域材の利用促進や川上から川下が連携した木材の安定的な供給体制の構築にも活用できます。

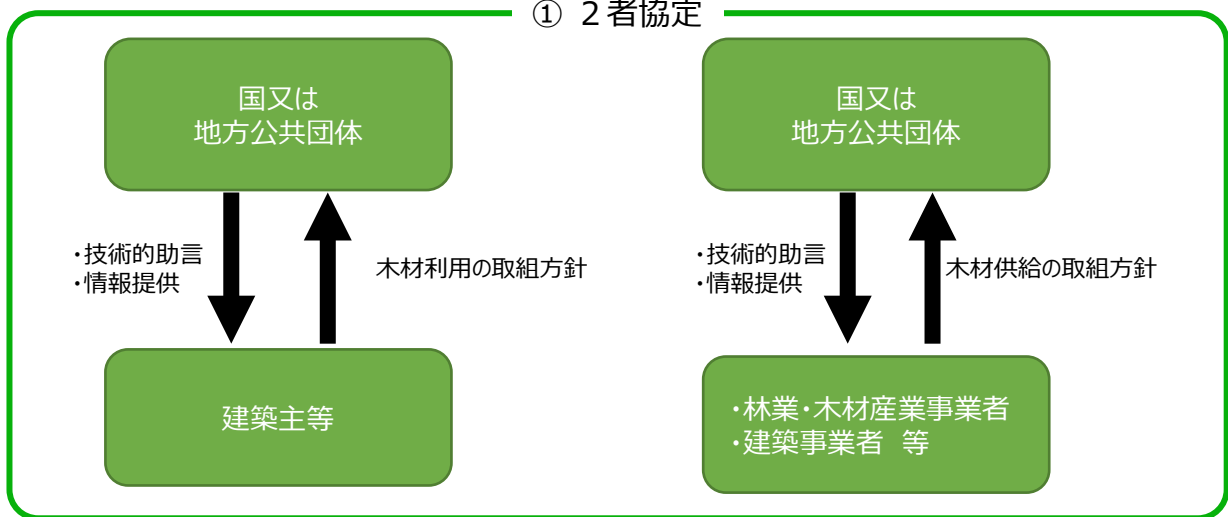
■ 協定の目的

この協定制度は、建築主たる事業者等が国又は地方公共団体と協働・連携して木材の利用に取り組むことで、民間建築物における木材の利用を促進することを目的としています。

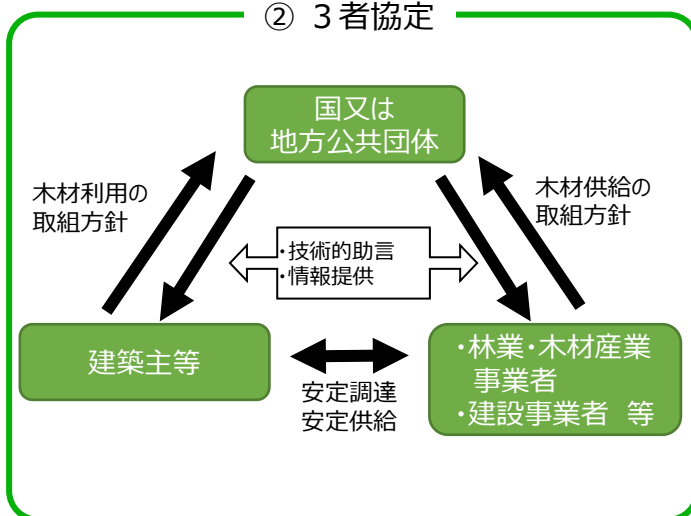
協定を締結し、建築主たる事業者等が、建築物木材利用促進構想の実現のため、国や地方公共団体と連携して取り組むことで、民間建築物における木材利用を促進し、脱炭素社会・持続可能な社会の実現を目指します。

■ 協定の形態のイメージ

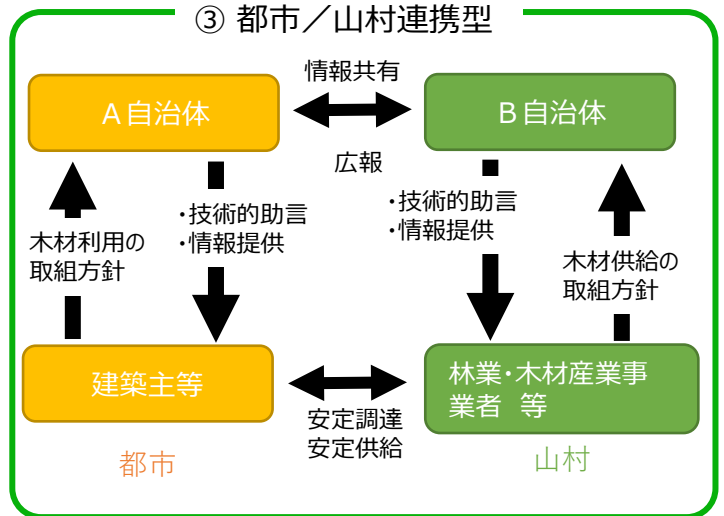
① 2者協定



② 3者協定



③ 都市／山村連携型



■ 協定の内容

協定には、以下の事項を記載します。

- ① 協定締結者
- ② 建築物木材利用促進構想の内容
 - ・木材を利用する協定締結者による「木材の利用に関する構想」
 - ・木材の供給などを通じて木材利用の促進を行う協定締結者による「木材の利用の促進に関する構想」を協定締結者ごとに記載します。
- ③ 構想の達成に向けた取組の内容
 - ②の構想を達成するための取組について、協定締結者ごとに記載します。
 - 可能な限り数値目標を示し、具体的な取組を記載します。
 - 地域の特色を活かした内容を記載することができます。
- ④ 国又は地方公共団体の取組
- ⑤ 協定の対象区域
- ⑥ 協定の有効期間



■ 協定締結のメリット

建築主となる事業者

- ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、当該事業者の社会的認知度が向上するだけでなく、環境意識の高い事業者として、社会的評価も向上します。
- 木材利用による炭素固定など環境保全への貢献は、E S G投資など新たな資金獲得につながる可能性があります。
- 国や地方公共団体による、財政的な支援を受けられる可能性が高まります。
(例：一部予算事業における加点等優先的な措置)

林業・木材産業事業者

- 信頼関係に基づくサプライチェーンが構築できます。
- 事業の見通しができるようになり経営の安定化が図られます。
- 林業・木材産業が環境保全に資するという国民理解の醸成が進みます。

建設事業者

- 信頼関係の構築による安定的な需要の確保が期待できます。
- サプライチェーンの構築による安定的な木材調達ができます。
- ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、技術力のアピールができ社会的認知度も向上します。



■ 協定締結の流れ

(1) 事前相談

- 協定締結を希望する事業者等は、(2)に記載する申入れ書の提出先に、事前の相談を行います。相談先が分からない場合は、国（wood-change_kyoutei(at)※aff.go.jp※(at)を@に変更）又は各都道府県の窓口（以下リンク）にお問い合わせください。

【都道府県の窓口】

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuri_kyoutei/attach/pdf/index-3.pdf



(2) 申入れ

- 協定締結を希望する事業者等は、協定を締結しようとする相手方が国の場合は農林水産大臣に、地方公共団体の場合は、地方公共団体の長に申入れ書を提出します。

複数の事業者の連名の場合、申入れ書の提出は代表となる者が行ってください。

【申入れ書様式】

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuri_kyoutei/kuni_kyoutei.html



【提出先】

- ・国の場合：林野庁 木材利用課
- ・地方公共団体の場合：各都道府県、市町村の窓口

- 申入れ書の内容が法の目的や基本理念、基本方針に照らして適当なものか等を確認し、協定締結の応否を判断します。



(3) 内容の調整

- 申し入れ内容の確認後、申入れ者と協議を行い、協定の内容について調整します。



(4) 締結、公表

- 協定を締結した後、協定の内容（協定の名称、協定の対象区域、協定の有効期間、協定に参加する者の氏名）をHP等に公表します。

■ 申入れ書の記載例及び留意点

別記様式（第1条第2項関係）

建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

※ 整理番号：
年 月 日

① 殿

氏名 ②
申入れ者
住所


建築物木材利用促進協定の締結の手續及び公表事項を定める省令第1条第1項の規定により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申し入れます。

構想の内容	③
構想の達成に向けた取組の内容	④
構想の対象区域	⑤
構想の達成に向けた取組の実施期間	⑥

備考

- ※の欄には、記載しないこと。
- 申入れ者が法人にあっては、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

【申入れ書の様式】
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/ki dukai/mokuri kyoutei/kuni kyoutei.html>



① 申入れ書の提出先

- 国との協定締結を希望する場合
「農林水産大臣」と記載ください。
- 地方公共団体との協定締結を希望する場合
建築物木材利用促進構想の対象区域を管轄する都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む）を記載ください。



特定の市町村との連携、協働を志向するなどの理由により、複数の地方公共団体と協定を締結しようとする場合は、欄外でよいので、同様の申入れを行っている他の地方公共団体の名称を明記してください。

複数の事業者等が連名での協定締結を希望するする場合、申入れ書の提出は代表となる者が行ってください。

② 申入れ者の氏名及び住所

- 法人の場合
法人名、代表者氏名（旧氏記載可）、主たる事務所の所在地を記載してください。
- 個人の場合
氏名（旧氏記載可）、住所を記載してください。



同一の協定を締結しようとする事業者等が複数いる場合は、代表者のみの情報を記載するのではなく、全ての事業者等の情報を記載すること。

⑤ 構想の対象区域

取組の実施予定区域を記載してください。（記載例）

- ・全国
- ・A県、B県及びC県
- ・D県
- ・E市及びF町

⑥ 取組の実施期間

概ね3～5年程度を目安にしてください。

⑦ 申入れ書の添付書類

- 法人の場合
定款又は寄付行為、登記事項証明書

- 個人の場合
住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもの



旧姓を使用する場合は、旧姓を記載した住民票の写し又は、個人番号カード等の公的な証明書類を併せて提出してください。

③ 構想の内容

申入れ者が、どのようなことを実現したいかを記載してください。



国との協定の場合は、締結を希望する省名を記載してください。

④ 構想の達成に向けた取組の内容

申入れ者が、構想の達成に向けて、どのようなことに取り組むのかを数値目標とともに、できるだけ具体的に記載してください。

■ 協定に関するQ&A

<協定が締結できる者>

Q 建築主以外の事業者等であっても、協定を締結することができますか？

協定締結の申入れ者について、主に建築主である事業者を想定していますが、建築主である事業者にも木材利用を働きかける立場にある事業者等※の役割も大きいことから、このような立場にある事業者等についても協定を締結することができます。

※例えば、木材・建設関係団体、木材供給事業者、建設事業者など

Q 企業でなくても協定が締結できますか？

本協定が締結できる「事業者等」は、事業者又は事業者団体を指します。ここで「事業」とは、一定の目的をもって継続的に行われている活動をさし、営利目的か否かは問いません。
なお、事業活動ではなく、例えば、個人として住宅を取得する場合は本協定の対象外となります。

<協定締結の相手方>

Q 協定は、国、県、市町村のどこと結べばよいですか？

協定を締結しようとする相手方について、申入れ書に記載する建築物木材利用促進構想の対象区域に応じて選択します。

対象区域が複数の市町村にまたがる場合については、原則として、

- ① 各市町村に固有の役割を求める場合にあつては当該関係市町村と
- ② 上記①に該当しない場合にあつては関係市町村が属する都道府県と
- ③ 市町村及び都道府県にそれぞれ固有の役割を求める場合にあつては当該市町村及び都道府県と協定を締結することとしています。

また、対象区域が複数の都道府県にまたがる場合は、原則として、区域内の全ての都道府県と協定を締結することとしています。ただし、対象区域が地方ブロック全体、地方ブロックを超える区域又はその他同等以上に広域の区域である場合には、国と協定を締結することも想定されます。

複数の地方公共団体と協定を締結する場合においては、事業者等と各地方公共団体とで個別にそれぞれ協定を締結する形式のほか、事業者等と複数の地方公共団体が連名で一本の協定を締結する形式のいずれも可能です。

なお、複数の地方公共団体と一本の協定を希望する場合であっても、協定締結の申入れは、該当する地方公共団体の長にそれぞれ行います。

対象区域	協定締結の相手方
一の市町村内の区域	市町村
複数の市町村にまたがる区域	以下のいずれか。 ①区域内の全ての市町村 ②都道府県 ③都道府県及び区域内の全ての市町村
一の都道府県内の区域	都道府県
複数の都道府県にまたがる区域	区域内の全ての都道府県
うち、地方ブロック全体、地方ブロックを超える区域その他同等以上に広域の区域	以下のいずれか。 ①国 ②区域内の全ての都道府県
全国の区域	①国 ②都道府県及び市町村※ ※特定地域の木材を全国各地の建築物で利用する取組を実施する場合 等

Q 都道府県方針や市町村方針を策定していない地方公共団体と協定を締結できますか？

令和3年10月1日に策定された国の基本方針に即した都道府県方針、当該都道府県方針に即した市町村方針が未策定（未改定）の地方公共団体との間であっても、協定を締結することは可能です。

Q 本協定を締結することによって優先的に支援が受けられる国の補助事業があり、それを活用したい場合、当該補助事業を所管する省と協定を締結する必要がありますか？

農林水産省の協定締結者を優先的に支援することとしている事業については、農林水産省だけでなく、他省や地方公共団体と建築物木材利用促進協定を締結している場合であっても優先的に支援しています。

協定により優先的に支援している国の補助事業は、以下リンクの「建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧」の「建築物木材利用促進協定に対する優先的支援」に“○”が付与されている事業をご確認ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyoku.html>

地方公共団体の補助事業については、所管する地方公共団体にお問い合わせください。

<協定の内容>

Q 数値目標の記載は必須ですか？また、協定の有効期間の設定に上限や下限はありますか？

取組の具体性を担保する観点から、数値での目標が盛り込まれていることが望ましいですが、定性的な目標を記載いただくことも可能です。

また、協定の有効期間については、上限や下限を設けていませんが、あまりに長期の場合、具体的な構想と考えるにくいことや、経済事情その他情勢の変化により基本方針が大きく変更される可能性もあることや、あまりに短期の場合には、建築物への木材利用の促進による山村や地域経済の活性化に資する持続的な取組として定着しがたいことなどから、3～5年間程度とすることが妥当であると考えています。

なお、制度の趣旨から、協定の有効期間について自動延長を規定することは、適切ではありません。

Q 協定締結の応否はどのように判断されるのですか？

申入れ書に特段の不備がなく受理した場合は、法の目的や基本理念、国の基本方針に照らして適当なものであるか、手続きを定めた省令に即したものであるか、都道府県方針を定めている都道府県にあっては当該都道府県方針に、市町村方針を定めている市町村にあっては当該市町村方針に照らして適当なものであるか、関係する省や地方自治体の施策との整合性、その施策への寄与度等を勘案して、協定締結の応否の判断を行います。

なお、反社会的勢力との協定締結や各種法令に違反する内容の協定締結には応じることができません。

Q どのような協定締結事例がありますか？

国や地方公共団体における協定締結事例を林野庁HPで紹介しています。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuri_kyoutei/index.html



■ 協定による取組事例

セブン-イレブン・ジャパンの取組



セブン-イレブン伏見北鍵屋公園店

- (株)セブン-イレブン・ジャパンは、フラグシップと位置付ける「セブン-イレブン福岡もち店」や、京都市と連携し、地域交流施設併設した「セブン-イレブン伏見北鍵屋公園店」をオープンするなど、令和6年は12の店舗で、335m³（うち国産材167m³）の木材を利用。

大成建設グループの取組



- 大成建設グループ[※]は、サプライヤーへのアンケート調査と訪問ヒアリングの実施により、国産材・認証材の使用を含む、適切な木材調達の確認に努めている。更に、国産材1,800m³を使用する羽田空港第1ターミナル北側サテライトに着工。

※大成建設グループ：大成建設(株)、大成ユーレック(株)、大成建設ハウジング(株)、(株)佐藤秀

MUJI HOUSEの取組



新たに竣工した無印良品 日田店 地元の高校生を対象にした見学会

- (株) MUJI HOUSEは、無印良品の木造店舗を施工した日田市などにおいて、**施工中の現場で**、建築関係者、行政、地域の学生、地元木材関係者などを対象に、見学会などのイベントを多数開催し、**工事段階から地域との関係を構築**。

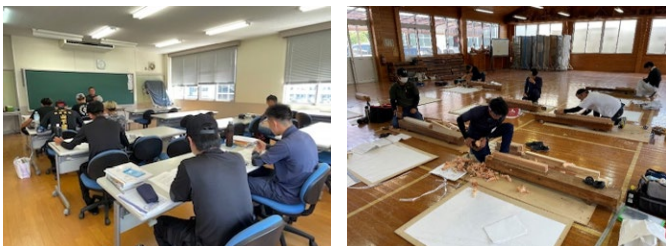
日本生命の取組



群馬富岡オフィスオープンセレモニーの様子

- 日本生命保険相互会社は、令和6年5月に、木造営業拠点である群馬富岡オフィスのオープンセレモニーを設計者や施工者などを招き開催。当日は**複数のメディア**が来場し、TVや新聞等で報道。

宮崎県建築業協会の取組



大工育成研修の座学と実技の様子

- 一般社団法人宮崎県建築業協会は、木造建築の担い手である**建築大工等の人材育成に向けた研修会等**を令和6年に計13回開催し、延べ53人が参加。

佐野日本大学学園の取組



整備した「SANICHI commons」の内観

- 学校法人佐野日本大学学園は、**栃木県木材業協同組合連合会と連携し**、構造や内外装に**地域材を積極的に活用した教育施設を整備**。建築にあたっては林野庁「**林業・木材産業循環成長対策交付金**」を活用。

2者協定の参考例

協定書の参考例

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に基づき、〇〇株式会社（以下「甲」という。）と〇〇県（以下「乙」という。）は、〇〇建築物木材利用促進協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲と乙が連携・協力することにより、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」（以下「建築物木材利用促進構想」という。）に基づく取組を促進し、その達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

(1) 建築物木材利用促進構想の内容

甲は、自社の店舗等の整備にあたり、構造や内外装に地域材を積極的に利用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等に貢献する。

(2) 建築物木材利用促進構想の達成に向けた取組の内容

① 甲は、今後5年間に建設予定の建築物すべてにおいて、床面積1m²当たり〇m³以上の地域材を利用する（過去5年間の地域材利用量計5,000m³の地域材を利用する（過去5年間の地域材利用量1,000m³の5倍に相当）。その際、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第20条第1項に基づく登録木材関連事業者が合法性の確認をした木材を利用する。

② 甲は、木材利用の意義やメリットについて、シンポジウムや動画等で積極的に情報発信する。

3. 甲の建築物木材利用促進構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲の木材利用の取組について情報発信する。

4. 建築物木材利用促進構想の対象区域 全国

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和〇年〇月〇日までとする。

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、建築物木材利用促進構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要があるが生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要があるが生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が押印の上、各自その一通を保管する。

令和〇年〇月〇日

甲 〇〇株式会社 代表取締役

乙 〇〇県知事

3者協定の参考例

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に基づき、〇〇株式会社（以下「甲」という。）、株式会社〇〇（以下「乙」という。）と〇〇県（以下「丙」という。）は、〇〇建築物木材利用促進協定を締結する。

1. 目的
この協定は、甲及び乙と丙が連携・協力することにより、甲及び乙の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」（以下「建築物木材利用促進構想」という。）に基づく取組を促進し、その達成に寄与することを目的とする。
2. 甲による建築物木材利用促進構想
(1) 建築物木材利用促進構想の内容
甲は、乙と連携し、自社の店舗等の整備にあたり、構造や内外装に地域材を積極的に利用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等 に貢献する。
また、再造林を推進することにより、森林資源の循環利用に貢献する。
(2) 建築物木材利用促進構想の達成に向けた取組の内容
① 甲は、乙と連携し、今後5年間に建設予定の建築物すべてにおいて、床面積1㎡当たり〇㎡以上の地域材を利用する設計を基本とし、5年間で計5,000㎡の地域材を利用する（過去5年間の地域材利用量1,000㎡の5倍に相当）。その際、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第20条第1項に基づく登録木材関連事業者が合法性の確認をした木材を利用する。
② 甲は、必要な木材を確実に調達できるよう、必要な材積、樹種、寸法などの情報を乙と共有し、十分な時間的余裕をもって調整を図るよう努める。
③ 甲は、乙と連携し、木材を調達した伐採跡地において、植林活動を行う。
④ 甲は、乙と連携し、木材利用意義やメリットについて、シンポジウムや動画等で積極的に情報発信する。
3. 乙による建築物木材利用促進構想
(1) 建築物木材利用促進構想の内容
乙は、甲による建築物の木材利用を促進するため、地域材の安定供給等の協力を行うとともに、森林資源の循環利用、ひいては2050年カーボンニュートラルの実現に貢献していく。
(2) 建築物木材利用促進構想の達成に向けた取組の内容
① 乙は、甲による〇〇地域での建築物の整備にあたり、あらかじめ供給体制を整え、店舗等の建設で求められる品質や量の供給を適時に行うよう努める。

- ② 乙は、甲の建築物に利用した木質部材や供給体制の構築等の取組について、他者による取組の参考となるよう、情報を広く発信する。
- ③ 乙は、森林資源の循環利用のため、甲と連携して伐採跡地での植林活動を行う。

4. 甲及び乙の建築物木材利用促進構想を達成するための丙による支援
丙は、甲及び乙の構想の達成に向けて、甲及び乙に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲の木材利用の取組について情報発信する。

5. 建築物木材利用促進構想の対象区域
〇〇県

6. 本協定の有効期間
本協定の有効期間は、締結の日から、令和〇年〇月〇日までとする。

7. その他

(1) 実施状況の報告

甲及び乙は、丙が求めた場合、建築物木材利用促進構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙及び丙は、この協定の内容を変更する必要があるが生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要があるが生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲、乙及び丙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙が押印の上、各自その一通を保管する。

令和〇年〇月〇日

甲 〇〇株式会社 代表取締役

乙 〇〇林業株式会社 代表理事

丙 〇〇県知事

都市／山村連携型の参考例

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に基づき、〇〇株式会社（以下「甲」という。）、〇〇林業株式会社（以下「乙」という。）及び〇〇市（以下「丙」という。）、〇〇村（以下「丁」という。）は、〇〇協定を締結する。

※丙は都市部にある建築物を整備する区域の地方自治体、丁は山村地域にある木材供給区域の地方自治体を想定。

1. 目的

この協定は、甲、乙、丙及び丁が連携・協力することにより、甲の「建築における木材の利用の促進に関する構想」（以下、「建築物木材利用促進構想」という。）及び乙の「木材の利用の促進に関する構想」について、甲及び乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

この協定は、甲及び乙と丙が連携・協力することにより、甲及び乙の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」（以下、「建築物木材利用促進構想」という。）に基づき取組を促進し、その達成に寄与することを目的とする。

2. 甲による建築物木材利用促進構想

(1) 建築物木材利用促進構想の内容

甲は、自社の店舗等の整備にあたり、構造や内外装に地域材を積極的に利用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や山村地域の活性化等に貢献する。また、再造林を推進することにより、森林資源の循環利用に貢献する。

(2) 建築物木材利用促進構想の達成に向けた取組の内容

- ① 甲は、今後5年間に建設予定の建築物すべてにおいて、床面積1㎡当たり0.18m³以上の地域材を利用する設計を基本とし、5年間で計5,000m³の地域材を利用する（過去5年間の地域材利用量1,000m³の5倍に相当）。その際、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第20条第1項に基づき登録木材関連事業者が合法性の確認をした木材を利用する。
- ② 甲は、必要な木材を確実に調達できよう、必要な材積、樹種、寸法などの情報を乙と共有し、十分な時間的余裕をもつて調整を図るよう努める。
- ③ 甲は、乙と連携し、森林資源の循環利用のため、伐採跡地での植林を行う。
- ④ 甲は、乙、丙及び丁と連携し、木材利用意義やメリットについてシンポジウムや動画等で積極的に情報発信する。

3. 乙による建築物木材利用促進構想

(1) 建築物木材利用促進構想の内容

乙は、甲による建築物の木材利用を促進するため、地域材の安定供給等の協力を行うことにより、地域の森林資源の循環利用、ひいては2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

(2) 建築物木材利用促進構想の達成に向けた取組の内容

- ① 乙は、甲による〇〇地域での建築物の整備にあたり、あらかじめ供給体制を整え、店舗等の建設で求められる品質や量の供給を適時に行うよう努める。

② 乙は、甲の建築物に利用した木質部材や供給体制の構築等の取組について、他者による取組の参考となるよう、情報を広く発信する。

③ 乙は、森林資源の循環利用のため、甲と連携して伐採跡地での植林を行う。

4. 甲及び乙の建築物木材利用促進構想を達成するための丙及び丁による支援

丙及び丁は、甲及び乙の構想の達成に向けて、丙は甲に対して、丁は乙に対してそれぞれ技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づき甲及び乙の取組を積極的に広報する。

また、丙及び丁は連携し、意見交換の場として協議会を設けるなど甲及び乙による木材利用促進の取組が円滑に進むよう支援する。

5. 建築物木材利用促進構想の対象区域

東京都〇〇市（建築物の整備区域）及び〇〇県〇〇郡〇〇村（木材供給区域）

6. 取組の実施期間、本協定の有効期間

取組の実施期間及び本協定の有効期間は、締結の日から、令和〇年〇月〇日までとする。

7. その他

(1) 実施状況の報告

甲及び乙は、丙又は丁が求めた場合、建築物木材利用促進構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙、丙及び丁は、この協定の内容を変更する必要があるが生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要があるが生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲、乙、丙及び丁は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁が押印の上、各自の一通を保管する。

令和〇年〇月〇日

甲 〇〇株式会社 代表取締役

乙 〇〇林業株式会社 代表理事

丙 〇〇市長

丁 〇〇村長